

タイにおける模倣品対策

2022年6月10日

T M I 総合法律事務所

弁護士 高祖 大樹 (バンコクオフィス)
同 吉井 翔吾 (バンコクオフィス)
同 松本 太郎 (東京オフィス)



目次

I

• 調査内容

II

• 知的財産権のエンフォースメント

III

• 政府の模倣品対策

IV

• 模倣品に対する企業の対策事例

V

• オンライン上の模倣品に対する対策

IV

• 企業に対するアドバイス



• **調査内容**



• 知的財産権のエンフォースメント



• 政府の模倣品対策



• 模倣品に対する企業の対策事例



• オンライン上の模倣品に対する対策



• 企業に対するアドバイス

I 調査内容

1. 調査目的

- タイにおける有効な模倣品対策、知的財産権の執行に係る各種手続きを明らかにする。
- 近年、タイ政府はインターネット上の模倣品対策に力を入れており、各組織の設立や取組が行われているため、これらについて整理する。
- 模倣品対策として、実際に有効な対策及び手続を明確にする。

2. 調査方法

- 法令・文献調査
- タイ知的財産局及び現地法律事務所からのヒアリング等
- 模倣品対策を行っている会社へのヒアリング等

I

• 調査内容

II

• 知的財産権のエンフォースメント

III

• 政府の模倣品対策

IV

• 模倣品に対する企業の対策事例

V

• オンライン上の模倣品に対する対策

IV

• 企業に対するアドバイス

II 知的財産権のエンフォースメント

エンフォースメント概要

- ① 権利者自らによる対策
- ② 行政的救済
- ③ 民事救済
- ④ 刑事救済
- ⑤ 税関における水際対策

Ⅱ ① 権利者自らによる対策

1. 概要

以下の手順で、最終的に、権利者と模倣被疑者間で和解契約の締結を目指すための、権利者自身による対策方法



2. 知財登録状況の確認

自社製品・商品の模倣疑義品を発見した場合、以下の各点について確認が必要。

登録状況	登録済、出願済、審査中、公開の有無、係争中か否か等
権利者	日本本社（又は他の国の法人）かタイ国内法人か
有効期間	有効期間中であるか、有効期間の満了日はいつか
権利範囲	特許の場合にはクレーム・明細の内容、商標の場合には指定区分や指定商品・役務等
ライセンスの有無	第三者へライセンスしているか否か
取消可能性の有無	当該知的財産権が取り消されるリスクはないか（商標の場合には実際に使用実績があるか等）

*なお、他の救済方法を求めるためには、知的財産権の登録を受けているが必要である。但し、商標権については、未登録であっても、商標的使用を詐称した者に対して、パッシングオフ（詐称通用）に基づく訴訟提起が可能（商標法46条2項）。

Ⅱ ① 権利者自らによる対策

3. 侵害の有無の検討

「侵害」の判断方法

- 模倣疑義品をテスト購入した上で、自社の知的財産権との比較を行う
- 必要に応じて、外部業者に鑑定委託を行う

* タイには鑑定業務を提供する公的機関が存在しないため、法律事務所に委託することが一般的。

4. 証拠の収集

- ① 模倣被疑品のテスト購入
- ② 写真撮影・ECサイトの保存（販売者・製造者及び販売期間・金額・数量の特定）
- ③ 模倣被疑者の法人登記情報の取得等

* 模倣疑義品の隠滅/模倣被疑者の雲隠れに対応するため、警告状送付前に行うことが望ましい。

Ⅱ ① 権利者自らによる対策

5. 警告状の送付

模倣対象となる知的財産権の有効な登録及び模倣被疑者による侵害を確認した後、当該模倣被疑者に対する警告状を送付する。警告状に記載すべき内容は以下のとおり。

➤ 侵害行為の詳細

* 侵害対象である知的財産権の詳細、模倣疑義品の詳細、製造又は販売行為の詳細等

➤ 模倣被疑者に対して要求する内容

* 製造又は販売行為の中止のみか、（模倣被疑者が販売者の場合には）仕入先・輸入等の開示を求めるか、損害賠償を求めるか等

➤ 回答期限

* 期限内に回答・対応が得られなかった場合に、法的手段を採る旨の明記

Ⅱ ① 権利者自らによる対策

6. 和解交渉

警告状を受領した模倣被疑者が侵害行為を認めた場合又は和解を求めた場合、権利者及び模倣被疑者間で和解交渉を行う。和解条件に記載すべき内容は以下のとおり。

- 模倣品の製造・販売停止
- 模倣品の破棄、破棄期限
- 賠償金額、支払方法（一括又は分割）
- 謝罪広告等

* 「有効かつ法的拘束力のある」和解契約とするため、作成を弁護士に依頼することが望ましい。

* 和解交渉後、和解が成立しなかった場合に備えて、警告状送付段階で模倣品の製造又は販売の停止・破棄を求めるとともに、その後も継続して模倣品の製造・販売が行われていないか確認することが肝要。

Ⅱ ② 行政的救済

1. 概要

警察、検察及び裁判所等以外の政府機関による救済であり、主に知的財産局（**DIP**）による以下の救済を意味する。

- 知的財産権侵害対策局に対する捜査等実施の申立て
- 異議申立て及び取消・無効請求

2. 知的財産権侵害対策局に対する捜査等実施の申立て

権利者の申立て（必要に応じて追加証拠・情報等の提出）を踏まえて、当局が、警察又は法務省特別捜査局（**DSI**）と共に*、模倣被疑品の捜索・差押えを実施する。

*知的財産権侵害対策局自体は捜査権限がないため。権利者は、警察やDSIに対して直接救済を申し立てることも可能（後記④刑事的救済参照）であるが、特許権侵害等、知的財産権に関する高度な知識・判断が求められる事案の場合、当初からDIPに関与してもらうことで、より円滑な捜査の実施が規定できる。

3. 異議申立て及び取消・無効請求

模倣被疑者によって、模倣対象となる知的財産権と同一/類似の知的財産権が登録され/登録されようとしている場合、権利者は、DIPに対して、異議申立て/取消/無効請求を行うことが可能である。

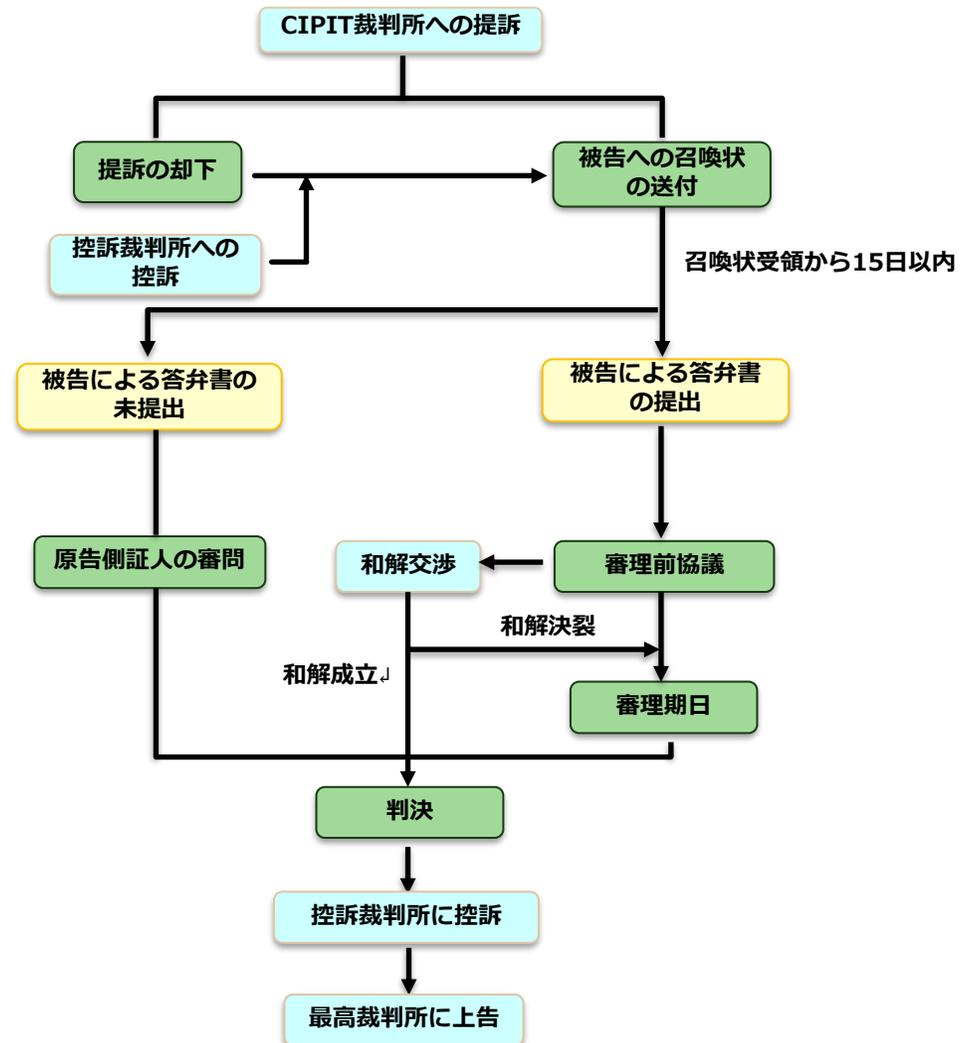
Ⅱ ③ 民事救済

1. 概要

民事裁判を通じた救済手段を意味し、権利者は、自己の知的財産権を侵害する者に対して民事裁判を提訴し、損害賠償請求・侵害行為の中止/停止・模倣品の没収/破棄を求めることができる。

知的財産権に関しては、中央知的財産国際貿易裁判所（**CIPIT裁判所**）が審理を行う。

手続きの概要は右図のとおり。



II ③ 民事救済

2. 仮差止め

権利者は、自己の知的財産権に対して侵害行為が行われている/行われるという明白な証拠がある場合、CIPIT裁判所に対して、仮差止めの申立てが可能。仮差止めが認められるための要件は次のとおり。

- 仮差止めを認めることに十分な理由があり；かつ
- 金銭賠償では権利者の損害を回復することが困難である又は侵害疑義者が損害賠償を行うことができないとCIPITが判断すること

仮差止めが認められた場合、CIPIT裁判所は以下の行為を求めることができる

- I. 侵害被疑者に対して、侵害行為の中止；及び
- II. 権利者に対して、侵害被疑者が被る可能性がある損害を担保するための担保金の供託

3. 証拠保全・アントンピラー命令

- 権利者は、本訴手続きにおいて提出予定の証拠が消失又は毀損するおそれがある場合、CIPIT裁判所に対して、当該証拠の保全命令を申し立てることが可能（証拠保全命令）。更に、緊急性が高い場合、直ちに証拠の押収・差押えを認めるようCIPIT裁判所に申し立てることも可能（アントンピラー命令）。アントンピラー命令が行われる場合、CIPIT裁判所から権利者に対して、担保金の供託が求められる場合がある。

Ⅱ ③ 民事救済

4. 民事救済に関する事例

- 2021年12月、CIPIT裁判所は、商標権侵害を理由として被告に対して1,000万バーツ（約3,400万円）の損害賠償金と法定利息の支払い、それに加えて、訴えが提起されてから被告が侵害をやめるまでの期間について、1月あたり毎月10万バーツの損害賠償金を別途支払うよう命じる判決を下した。これは、タイにおける商標権侵害事件の損害賠償額としては最高額である。
- 上記事案においてCIPIT裁判所は、A店のロゴと、B店のロゴについて、外観・呼称上、消費者に混同を生じさせる程度の類似性は認められないとしつつも、ある標章が商取引上製品と共に使用されている場合は、商取引上の標章の類似性のみならず、店舗の外観、コンセプト、提供方法等も考慮した上で類否判断を行うべきであると判示した。当該判示は、タイにおいて、いわゆるトレードドレスを商標として保護することを認めたものであると推測され、その意味でも注目に値する。但し、本件は、CIPIT裁判所における判決に過ぎず、今後、上級審でどのような結論が出されるのか注視する必要がある。

Ⅱ ③ 民事救済

5. 統計情報

CIPIT裁判所への照会によれば、2016年から2021年までの間にCIPIT裁判所、控訴裁判所及び最高裁判所に新たに係属した知的財産権に係る民事裁判の件数は以下の表のとおりである。

刑事裁判の件数の増加に比べ、民事裁判の件数の増加は見られず、民事裁判が救済手段として積極的に利用されていないことが伺われる。一般論として、知的財産権の権利者は民事裁判において知的財産権侵害及び損害を立証する必要があるところ、当該立証が容易ではないこと、また、仮に勝訴した場合でも、侵害者に資力がなく、十分な賠償を受けられないことも多いことが、民事裁判が救済手段として積極的に利用されていない理由の1つであると考えられる。

【CIPIT裁判所】

根拠法令	2016	2017	2018	2019	2020	2021
商標法 (商標権侵害関連)	125 (33)	133 (28)	107 (27)	113 (18)	135 (36)	60 (17)
著作権法 (著作権侵害関連)	57 (31)	76 (9)	54 (19)	106 (10)	60 (32)	34 (5)
特許法 (特許権侵害関連)	50 (36)	31 (9)	23 (10)	21 (7)	30 (4)	22 (9)
合計	232 (100)	240 (46)	184 (56)	240 (35)	225 (72)	116 (31)

【控訴裁判所】

根拠法令	2016	2017	2018	2019	2020	2021
商標法 (商標権侵害関連)	2 (1)	47 (3)	69 (8)	82 (10)	66 (7)	57 (8)
著作権法 (著作権侵害関連)	-	7 (5)	18 (18)	8 (7)	6 (6)	11 (11)
特許法 (特許権侵害関連)	-	13 (5)	16 (4)	16 (1)	15 (5)	3 (1)
合計	2 (1)	67 (13)	103 (30)	106 (18)	87 (18)	71 (20)

【最高裁判所】

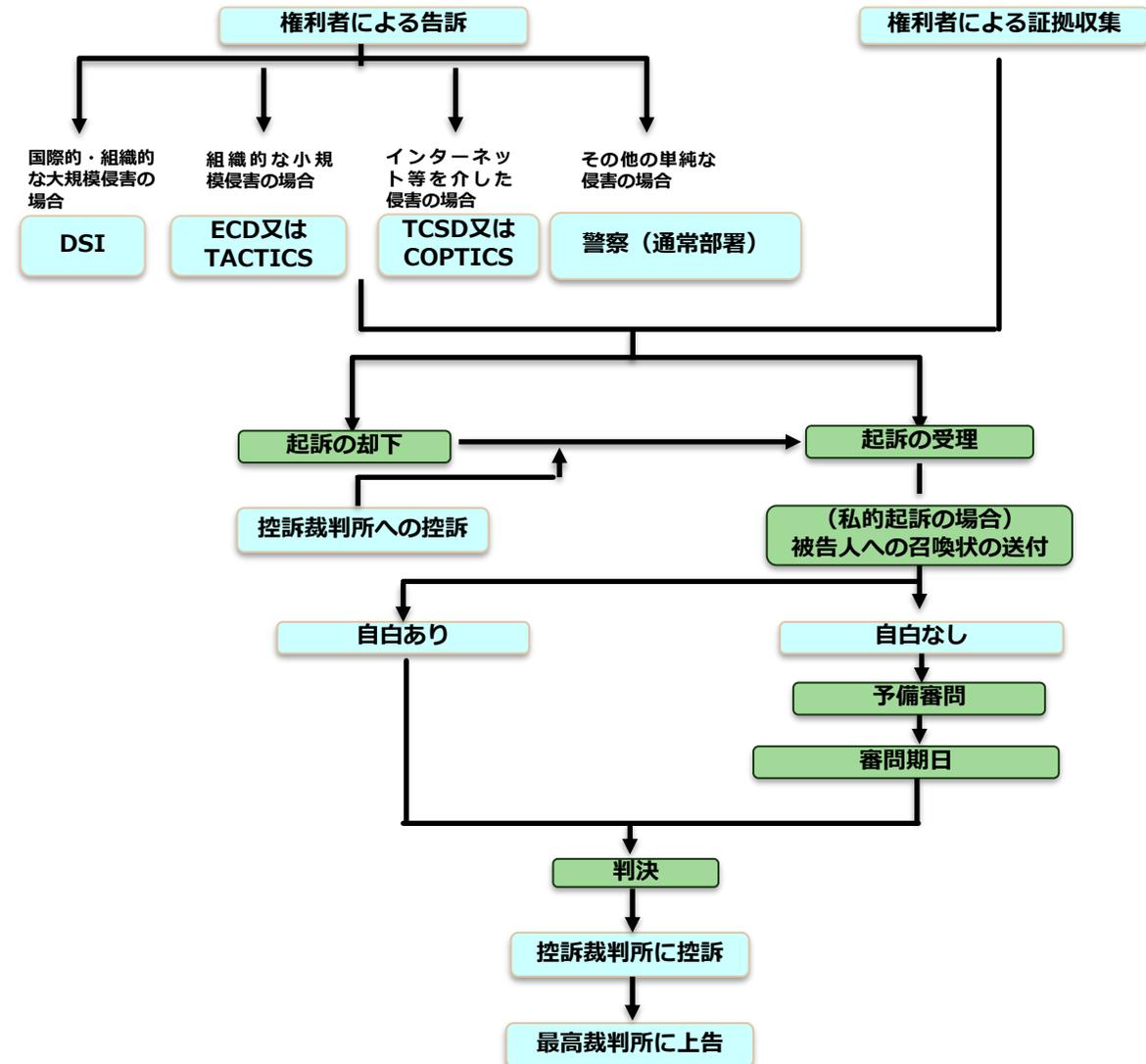
根拠法令	2016	2017	2018	2019	2020	2021
商標法 (商標権侵害関連)	39 (1)	10 (1)	1 (-)	13 (1)	7 (-)	3 (-)
著作権法 (著作権侵害関連)	14 (13)	23 (23)	-	1 (1)	2 (2)	1 (1)
特許法 (特許権侵害関連)	5 (2)	2 (1)	-	-	1 (1)	3 (2)
合計	58 (16)	35 (25)	1 (-)	14 (2)	10 (3)	7 (3)

Ⅱ ④ 刑事救済

1. 概要

警察、DSI及び検察による捜査並びに刑事裁判を通じた救済手段を意味し、刑事裁判もCIPIT裁判所で審理される。

手続きの概要は右図のとおり。



Ⅱ ④ 刑事救済

2. 公的起訴

- 警察又はDSIによる捜査を経て、検察が侵害者を起訴する手続きであり、権利者から警察又はDSIに対する告訴によって開始される。侵害態様（前頁参照）によって、告訴先が変わる。
- 警察及びDSIは、強制捜査が必要と判断した場合、CIPIT裁判所から令状を取得し、模倣被疑品の販売/製造が行われている場所への強制立入及び証拠品の強制押収並びに被疑者の身柄拘束等が可能。
- 侵害行為の有無が判断できない場合、DIPへの照会が行われることが一般的。

3. 私的起訴

- 権利者自らが被疑者を起訴する手続きであり、権利者自身が証拠収集を行った上で、CIPIT裁判所に起訴を行う。
- 公権力の行使ができないため、強制捜査ができないというデメリットがある一方、警察や検察による判断が困難な特許侵害等の場合は、権利者自らが証拠書類を準備できるというメリットがある。
- 証拠が十分手元にある状況かつ、公的起訴の遅滞が見込まれる場合に選択する余地がある。

Ⅱ ④ 刑事救済

4. 刑事救済に関する事例

- 近時、私的起訴によって、タイでは珍しい「認証マーク」の侵害行為が争われた事案に係る最高裁判決がある。
- タイのイスラム中央委員会（the Central Islamic Council of Thailand）が原告で、被告の飲料製品等に付された認証マーク「Halal」について商標権侵害を訴え、最高裁は原告の訴えを認め、被告は商標法108条及び110条違反を理由として5万バーツの罰金を科された。

Ⅱ ④ 刑事救済

5. 統計情報（刑事裁判の件数）

CIPIT裁判所への照会によれば、2016年から2021年までの間にCIPIT裁判所、控訴裁判所及び最高裁判所に新たに係属した知的財産権に係る刑事裁判の件数は以下の表のとおりである。

商標法及び著作権法違反を理由としてCIPIT裁判所へ起訴されるケースの増加が顕著であり、近年、刑事救済が救済手段として積極的に利用されている傾向があると考えられる。

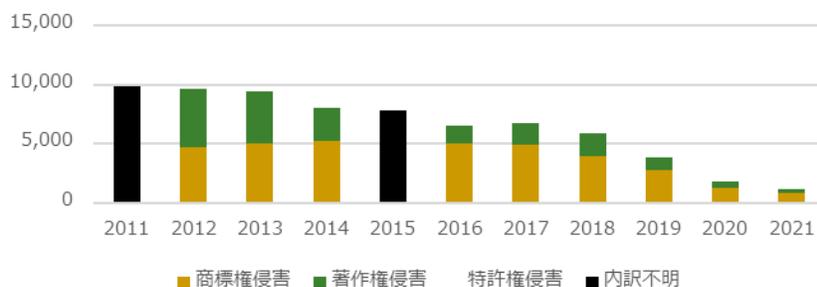
【CIPIT裁判所】							【控訴裁判所】							【最高裁判所】						
根拠法令	2016	2017	2018	2019	2020	2021	根拠法令	2016	2017	2018	2019	2020	2021	根拠法令	2016	2017	2018	2019	2020	2021
刑法 (知的財産権侵害関連)	31 (31)	19 (19)	258 (258)	217 (215)	225 (222)	172 (171)	刑法 (知的財産権侵害関連)	-	8 (8)	11 (9)	22 (18)	20 (16)	9 (7)	刑法 (知的財産権侵害関連)	14 (-)	2 (-)	2 (2)	-	3 (3)	1 (1)
商標法 (商標権侵害関連)	221 (221)	225 (225)	2,529 (2,481)	1,967 (1,947)	1,315 (1,311)	660 (660)	商標法 (商標権侵害関連)	-	20 (20)	52 (52)	51 (51)	46 (46)	24 (24)	商標法 (商標権侵害関連)	88 (88)	27 (27)	3 (3)	1 (1)	-	-
著作権法 (著作権侵害関連)	77 (58)	51 (51)	684 (577)	708 (708)	542 (541)	391 (391)	著作権法 (著作権侵害関連)	-	68 (68)	64 (64)	78 (78)	55 (55)	34 (34)	著作権法 (著作権侵害関連)	10 (10)	3 (3)	4 (3)	3 (3)	6 (6)	2 (2)
特許法 (特許権侵害関連)	-	1 (1)	6 (6)	5 (3)	3 (3)	7 (6)	特許法 (特許権侵害関連)	-	4 (4)	5 (2)	5 (4)	7 (5)	2 (2)	特許法 (特許権侵害関連)	3 (-)	-	2 (-)	1 (1)	3 (3)	1 (1)
合計	329 (310)	296 (296)	3,477 (3,322)	2,897 (2,873)	2,085 (2,077)	1,230 (1,228)	合計	-	100 (100)	132 (127)	156 (151)	128 (122)	69 (67)	合計	115 (98)	32 (30)	11 (8)	5 (5)	12 (12)	4 (4)

Ⅱ ④ 刑事救済

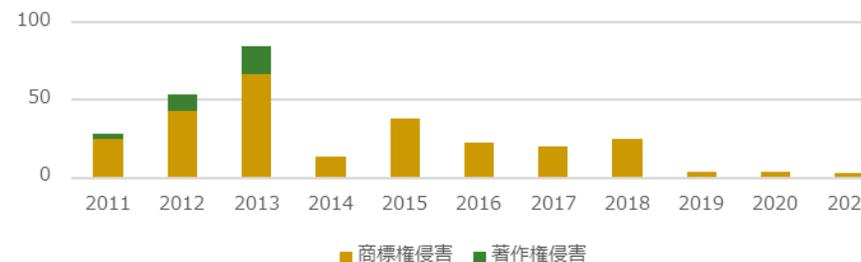
5. 統計情報（摘発件数及び侵害品の押収量）

DIPへの照会によれば、2011年から2021年（1月から9月）までの間に警察又はDSIによって摘発された知的財産権の侵害事案及び押収された侵害品の数は以下の表のとおりである。税関における摘発件数が増加傾向にあるのに比べ、近年は摘発件数が減少傾向にある。

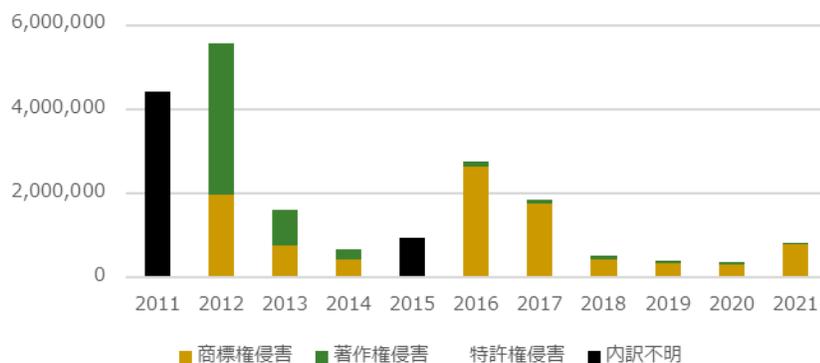
警察による摘発件数



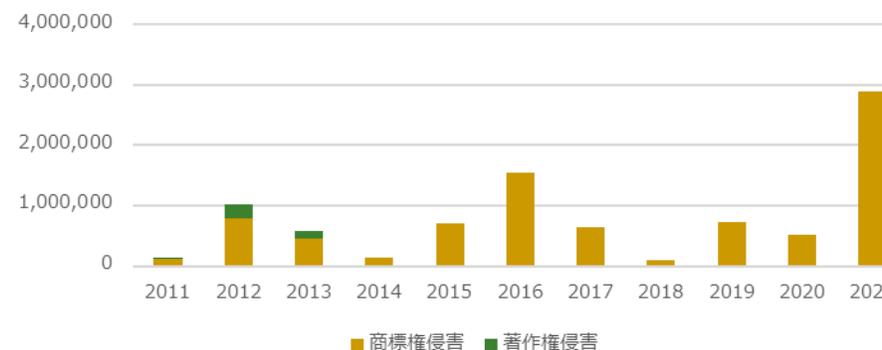
DSIによる摘発件数



警察による押収品の数



DSIによる押収品の数

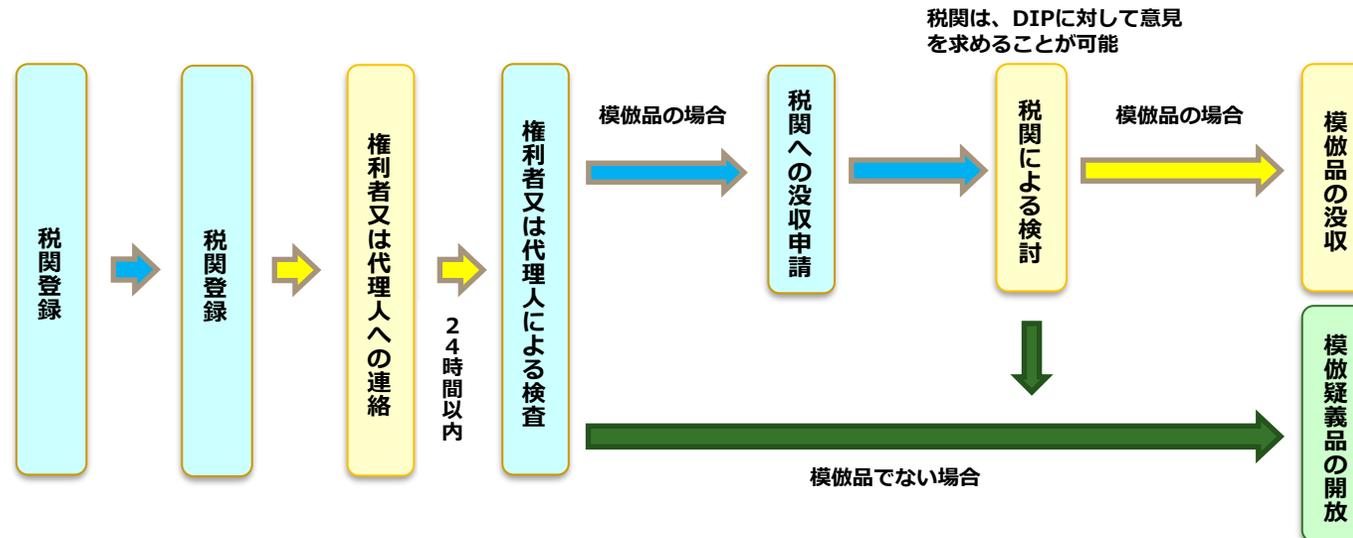


Ⅱ ⑤ 税関における水際対策

1. 概要

国外で模倣品の製造が行われている場合、タイ国内における救済手続きのみでは対処できないため、税関において、タイ国内への模倣品の輸入を防ぐ水際対策が行われている。

タイの税関は、タイ国境において模倣品を取り締まる広範な権限を有しており、権利者は、税関と協力して適切な水際対策を講じることが肝要である。税関への登録/取締りの流れは以下のとおり。



Ⅱ ⑤ 税関における水際対策

2. 税関登録

税関は、権利者からの告発等なくして、自身の裁量による模倣被疑品の検査等が可能。もっとも、侵害有無の判断を助けるため、権利者は、自身の商標権/著作権を、事前に税関登録し（特許権・小特許権・意匠権は登録対象外）、税関職員の注意を促すことが肝要。

税関登録を行うためには、所定の申請書と共に以下の証拠書類を、（税関ではなく）DIPに提出する。

- I. （商標の場合）商標登録証の写し
- II. （代理人によって申請する場合には）委任状
- III. （権利者が法人の場合には）法人登記簿謄本
- IV. 権利者による保証書（差止め等によって輸出入者が被る可能性のある損害について責任を負うことを認める誓約書）
- V. 商標・著作物の見本

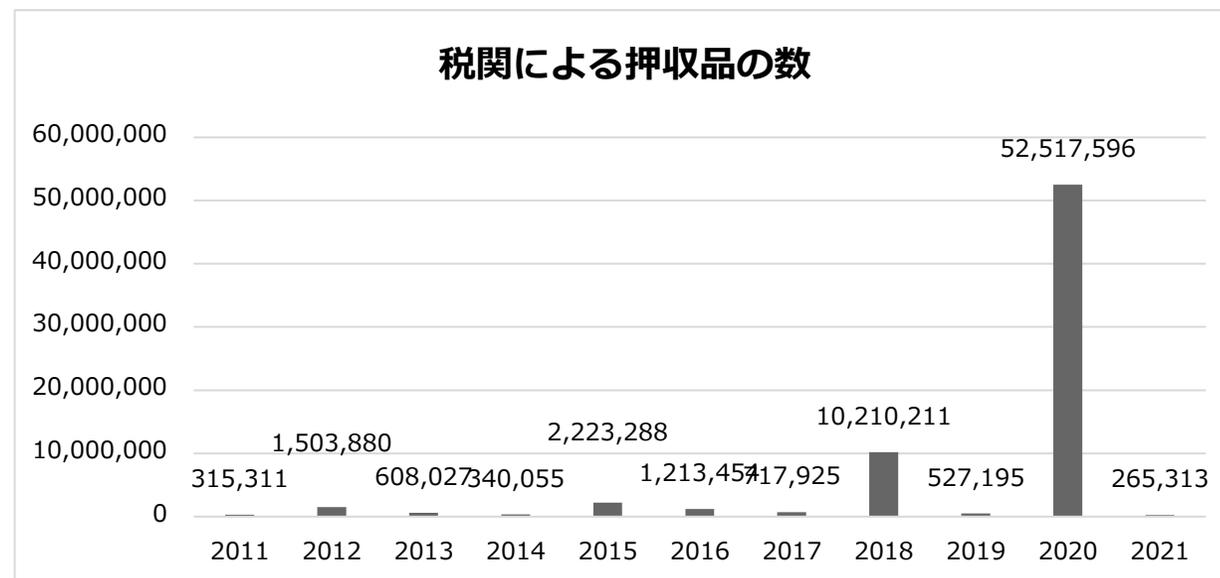
* 商標権については、税関登録された情報がIntellectual Property Rights Coordination Centerのデータベースで確認することができる。

<http://www.thaiipr.com/brands/admin/view1list.php>

Ⅱ ⑤ 税関における水際対策

3. 統計情報

DIPへの照会によれば、2011年から2021年（1月から9月）までの間に税関によって摘発された知的財産権の侵害事案及び押収された侵害品の数は以下の表のとおりであり、税関における摘発件数が増加傾向にある。





• 調査内容



• 知的財産権のエンフォースメント



• **政府の模倣品対策**



• 模倣品に対する企業の対策事例



• オンライン上の模倣品に対する対策



• 企業に対するアドバイス

Ⅲ 政府の模倣品対策

1. タイが加盟している主な知財関係の国際条約等

- タイは、1989年に世界知的所有権機関（WIPO）に、1995年に世界貿易機関（WTO）に加盟しており、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）によって定められた国際的な知的財産権保護の制度を構築している。
- 特許協力条約（PCT）及び標章の国際登録に関するマドリッド協定（いわゆるマドリッドプロトコル）にも加盟しており、特許及び商標の出願に際して、これらの制度に基づく国際出願を行うことが可能である。
- 上記の他に、パリ条約（ストックホルム改訂版）及びベルヌ条約にも加盟しており、また、植物品種保護に関して、UPOV条約批准国ではないものの、国内法で育成者権の保護が図られている。

Ⅲ 政府の模倣品対策

2. タイを当事者に含むFTA/EPA

- 日本と関係性の高いFTA/EPAとして、日タイ経済連協定（JTEPA）及び地理的な包括経済連携（RCEP）協定が発行済みである。
- その他に、タイ・オーストラリア自由貿易協定（TAFTA）、ASEAN・中国包括経済協力協定（ACFTA）、タイ・ニュージーランドの経済緊密化協定（TNZCEP）、ラオス・タイ特惠貿易協定、ASEAN・オーストラリア、ニュージーランド自由貿易協定（ASEAN-ANZ FTA）等が発行済みである。

Ⅲ 政府の模倣品対策

3.投資奨励策

タイにおいては、国内の技術力強化を促進するため、BOI（Board of Investment：タイ投資委員会）による投資奨励政策を施行している。具体的には、タイ国内で、①農業・バイオ・医療機器産業、②先進製造業、③基礎・裾野産業、④創造・デジタル産業及び高付加価値サービス等を営む外資に対して、外資規制を緩和するとともに、以下のような優遇・支援制度を整備している。

- 基礎的恩恵：投資奨励対象業種や特定の産業に関連する業種・特定の技術開発に対して与えられる税制上の優遇措置（輸入税、法人税等の減免等）及び税制以外の優遇措置（土地所有権の許可、投資奨励プロジェクト目的での外国人技術者の就労許可等）。
- 追加的恩恵：競争力向上に資する投資・支出、の特定地域・場所における事業所等の立地、中小企業に対する投資等を行う場合に与えられる、追加の税制上の優遇措置。

Ⅲ 政府の模倣品対策

4.権利者団体との協力

- 2003年9月に、DIP、税関等の公的機関と知的財産権の保護団体、法律事務所・警備会社等の専門家集団及び知的財産権者である各企業との間で、侵害物品の摘発・データベース化及び知的財産保護に関するセミナー実施等に関するMOUが締結された。
- 近年、オンライン上における知的財産権侵害行為が増加したことを受けて、2021年1月には、商務省は、Shopee、Lazada、JD Central等の大手eコマース業者との間で、オンライン・プラットフォーム上における知的財産権侵害物品を排除するためのMOUが締結された。今後、当該MOUに基づき、オンライン上における侵害行為に対策するための保護手段構築が行われる予定である。

Ⅲ 政府の模倣品対策

5.当局による啓発活動

2016年に策定された「知的財産権侵害防止・抑止行動計画」(the Prevention and Suppression of Intellectual Property Infringement Action Plan)に基づき、商務省、DIP、DSI、陸海軍等の関係当局によって、以下のような知的財産権侵害防止施策が行われている。

- I. 密輸防止 (密輸ルート of 捜査、逮捕等を含む。)
- II. 市場における侵害物品の摘発
- III. 侵害物品製造施設・倉庫の摘発
- IV. インターネット上における侵害行為の抑止
- V. ケーブル・衛星放送における侵害著作物配信の防止・抑止
- VI. 侵害ソフトウェアの使用削減
- VII. 押収した侵害物品の破壊式典

I

• 調査内容

II

• 知的財産権のエンフォースメント

III

• 政府の模倣品対策

IV

• **模倣品に対する企業の対策事例**

V

• オンライン上の模倣品に対する対策

IV

• 企業に対するアドバイス

IV 模倣品に対する企業の対策事例

1. 模倣品に対する対策例

日本本社やシンガポール等の地域拠点に人的リソース・経験を集約し、効率的な対応を実現している企業も多い。

(対策例)

- 定期的な探索の実施
- 模倣品の判定方法やフローの確立
- テイクダウン、警告書の送付、警察を通じた強制押収（レイド）等を実施するか否かの基準の策定

IV 模倣品に対する企業の対策事例

2. 証拠の収集方法

(例)

- 模倣疑義品のテスト購入
- 販売店・製造工場棟等の写真撮影
- 販売・製造の期間、数量及び金額等の情報収集
- ウェブサイトやECサイトの保存
- 法人登記情報の取得

IV 模倣品に対する企業の対策事例

3. 時間・コスト

事案の難易度によって大きく異なる。

1か月程度で終わるものもあれば、侵害の事実自体が争われる場合には、訴訟が長期化し、5、6年を要することもある。

弁護士費用等の費用も、期間が長期化するのに応じて高くなっていく。

4. 成功又は失敗の理由

製造元や販売ルートの中容の解明は難しく、同種の模倣品の販売が繰り返されることも少なくない。

I

• 調査内容

II

• 知的財産権のエンフォースメント

III

• 政府の模倣品対策

IV

• 模倣品に対する企業の対策事例

V

• オンライン上の模倣品に対する対策

IV

• 企業に対するアドバイス

V オンライン上の模倣品に対する対策

1. 概要

(1) 背景

タイを含むASEAN諸国で、オンライン取引（Eコマースを含む。）の利用が爆発的に増加

(2) MOUの締結

DIP、DBD及びDITPは、2021年1月に、大手ECサイト運営者、企業、法律事務所との間で知的財産保護に関するMOUを締結

V オンライン上の模倣品に対する対策

2. テイクダウン

自社の模倣品がECサイトに販売されている場合、まずは、当該ECサイト上からの削除や出展社の排除等のテイクダウンを求めることとなる。

(1) Lazadaにおける手続

Lazadaの運営主体であるアリババグループの知的財産保護プラットフォーム（IPP）を通じて申請する。

【手続】

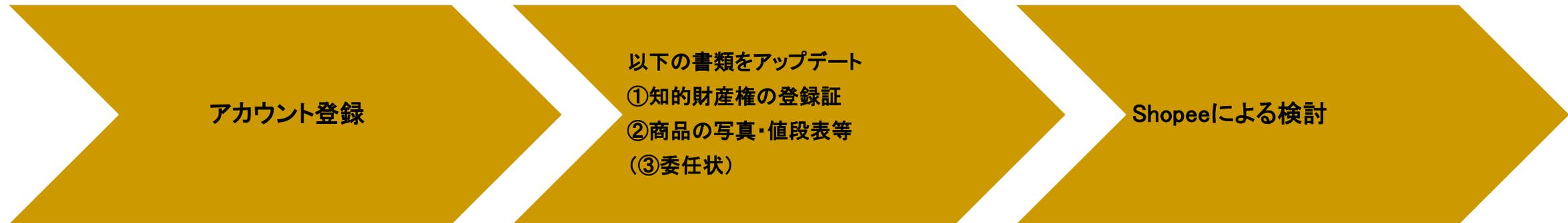


V オンライン上の模倣品に対する対策

2. テイクダウン（続き）

(2) Shopeeにおける手続

【手続】



I

• 調査内容

II

• 知的財産権のエンフォースメント

III

• 政府の模倣品対策

IV

• 模倣品に対する企業の対策事例

V

• オンライン上の模倣品に対する対策

IV

• 企業に対するアドバイス

VI 企業へのアドバイス

1. 模倣品が流通している企業に対するアドバイス

模倣品対策のために講じることが望ましい対策

	対策	概要
1	知的財産権の確保	<ul style="list-style-type: none">➤ 知的財産権（特に事業にとって重要なもの）を<u>タイにおいて登録</u>。➤ 重要な商標については定期的に<u>使用実績</u>を残す
2	模倣品及び冒認出願の監視	<ul style="list-style-type: none">➤ 積極的な監視活動／早期発見・早期対応
3	一般消費者への注意喚起	<ul style="list-style-type: none">➤ HP等を使った情報発信（正規店舗の案内、模倣品の見分け方など）
4	積極的な権利行使	<ul style="list-style-type: none">➤ ECサイトに係るテイクダウン（根気強い対応）➤ 民事・刑事救済の利用
5	法律事務所との関係の構築	<ul style="list-style-type: none">➤ 権利行使には知的財産権に係る知識と経験が必要

ご清聴ありがとうございました。

TMI総合法律事務所

弁護士 高祖 大樹 dkoso@tmi.gr.jp

同 吉井 翔吾 syoshii@tmi.gr.jp

同 松本 太郎 tmatsumoto@tmi.gr.jp

バンコクオフィス

No.98 Sathorn Square Office Tower, 26th floor, Unit No. 2608-2609, North Sathorn Road, Silom Sub-district, Bangrak District, Bangkok

TEL: +66(0)6-4587-2437 (代表)

本資料は、一般的な情報提供を紹介する目的で作成されたものにすぎず、専門家としての法的助言は含まれておりません。案件について個別に専門家からの助言を受けることなく本資料をもとに独自に判断されないようお願い致します。TMI総合法律事務所及びTMI Associates (Thailand) Co., Ltd.は本資料に含まれる情報の正確性又は完全性について何ら保証するものではなく、本資料に基づいて発生した損失・損害について法律によって認められる範囲内においていかなる責任も負いません。

©2022 TMI Associates All rights reserved.